

第百五十四回国会

参議院災害対策特別委員会会議録第七号

平成十四年七月十七日(水曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月五日

辞任

荒木 清寛君

補欠選任

弘友 和夫君

六月十九日

辞任

高橋 千秋君

補欠選任

岩本 司君

六月二十六日

辞任

岩本 司君

補欠選任

高橋 千秋君

七月五日

辞任

神本美恵子君

補欠選任

藤井 俊男君

七月八日

辞任

藤井 俊男君

補欠選任

神本美恵子君

七月九日

辞任

弘友 和夫君

補欠選任

山口那津男君

七月十日

辞任

山口那津男君

補欠選任

弘友 和夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

加藤 修一君

岸 宏一君

宮崎 秀樹君

大仁田 厚君

加治屋義人君

景山俊太郎君

柏村 武昭君

小泉 顕雄君

齊藤 滋宣君

鶴保 庸介君

中川 義雄君

神本美恵子君

高橋 千秋君

山根 隆治君

山本 孝史君

弘友 和夫君

大沢 辰美君

大門美紀史君

山本 正和君

田並 胤明君

村井 仁君

杉谷 洸大君

衆議院議員

災害対策特別委員長

国務大臣

国務大臣

(防災担当大臣)

事務局側

常任委員会専門員

本日

の会議に付した案件

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案(衆議院提出)

○委員長(加藤修一君) たいだいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る六月五日、荒木清寛君が委員を辞任され、その補欠として弘友和夫君が選任されました。

また、去る七月九日、弘友和夫君が委員を辞任され、その補欠として山口那津男君が選任されました。

また、去る同月十日、山口那津男君が委員を辞任され、その補欠として弘友和夫君が選任されました。

○委員長(加藤修一君) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案を議題といたします。

提出者衆議院災害対策特別委員長田並胤明君から趣旨説明を聴取いたします。田並災害対策特別委員長。

○衆議院議員(田並胤明君) たいだいま議題となりました東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域並びにその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震である東南海・南海地震につきましまして、高い確率で発生するとの科学的評価がなされ、今世紀前半に地震及び津波による甚大な被害が広い地域で発生するおそれがあるとされておられ、事前の対策を着実に進めておくことが必要であります。

本案は、この趣旨から東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図るため、特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、内閣総理大臣は、中央防災会議に諮問し、東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定するものとしております。

第二に、中央防災会議は、同推進地域の指定があったときは、東南海・南海地震防災対策推進基本計画を作成し、その実施を推進しなければなら

ないものとしており、また、指定行政機関、指定公共機関及び地方自治体等は、この基本計画を基本とし、それぞれの防災計画において、避難地、避難路及び消防用施設等の整備に関する事項並びに津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定めなければならないものとしております。

第三に、同推進地域内の病院、劇場及び百貨店等その他不特定かつ多数の者が出入りする施設等を管理し、又は運営する者は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた対策計画を作成し、都府県知事に届け出なければならないものとしております。

第四に、国及び地方公共団体は、同推進地域において、避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努めなければならないものとしております。

第五に、国は、東南海・南海地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならないものとするともに、この地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとしております。

以上が本案の提案の趣旨及びその内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(加藤修一君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤修一君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、岸君から発言を求められておりますので、これを許します。岸宏一君。

○岸宏一君 私は、ただいま可決されました東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会・自由党・無所属の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議案

東南海・南海地震は海溝型地震の中でも大規模であり、発生した場合において国民の生命、身体及び財産等に重大かつ広範な被害を及ぼすおそれがあることに鑑み、政府は、東南海・南海地震等に係る地震等防災対策の推進を図るため、本法の施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、東南海・南海地震に係る防災対策推進のための国・地方公共団体の組織体制の充実強化を図るとともに、必要な施策の速やかな実施に万全を期すること。

二、地震に関する観測・測量のための施設等の早急な整備を図るとともに、東南海・南海地震における地震予知の重要性に鑑み、予知に資する科学的な技術水準の向上に努めること。

三、東南海・南海地震において最も警戒をすべき津波災害については、緊急を要する危機管理の視点に立つて、津波災害の特性について

国民への周知徹底を図るとともに、定期的避難訓練の実施等に配慮すべきこと。

四、津波災害防止という視点に立ち、港湾整備事業等の速やかな実施、避難地、避難路等の避難施設の整備等、必要な施策を講ずること。

五、災害復旧を円滑かつスピーディーに推進するため、あらかじめハザードマップの整備や電子図面の整備等、復旧に必要な対策の強化に努めること。

六、災害の発生に際し、国民生活の生命線でもあるライフラインの復旧について国及び地方公共団体等は積極的に協調・協力すること。

七、他の海溝型地震についても同様の措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（加藤修一君） ただいま岸君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤修一君） 全会一致と認めます。よって、岸君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、村井防災担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。村井防災担当大臣。

○国務大臣（村井仁君） 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案の提出に際しましての委員各位の御努力と御熱意に対し深く敬意を表します。

ただいまの附帯決議に関し、防災担当大臣として一言発言させていただきます。

東南海・南海地震は、東海地震と一連のフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震

源域とする地震であり、過去にも東海から九州に掛けての広い範囲で津波や地震の揺れによる大きな被害をもたらしております。東南海・南海地震については、今世紀前半にも発生するおそれがあることから、今後必要な対策を進める必要があると考えており、中央防災会議に専門調査会を設置し、予想される地震の揺れや津波の高さの分布や、これに基づく被害の想定、必要な対策等について、本年度中を目途に検討を行っているところであります。

政府におきましては、本日の附帯決議を十分踏まえて、関係省庁と密接な連絡を取りつつ、東南海・南海地震対策を着実に推進してまいらる所存であります。

また、我が国は全国どこでも地震発生のおそれがある世界有数の地震多発国であり、東南海・南海地震に限らず、我が国全体の地震防災対策の推進に最大限努めてまいらる所存でございます。今後ともよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○委員長（加藤修一君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長（加藤修一君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十一分散会

七月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（衆）

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案

（目的）

第一条 この法律は、東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定、東南海・南海地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定めることにより、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「東南海・南海地震」とは、遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域並びにその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。

2 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

3 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

（東南海・南海地震防災対策推進地域の指定等）
第三条 内閣総理大臣は、東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による推進地域の指定の解除をする場合に準用する。

(地震防災対策強化地域との調整)

第四条 内閣総理大臣は、東南海・南海地震に関する観測及び測量のための施設等の整備が図られ、並びに東南海・南海地震の発生の予知に資する科学技術の水準が向上することにより、前条第一項の規定による推進地域の指定を受けた地域が大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第三条第一項の規定による東南海・南海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けることとなつたときは、当該地域の指定の解除をするものとする。この場合においては、同条第五項中「前三項」とあるのは、「前項」とする。

(基本計画)

第五条 中央防災会議は、第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、東南海・南海地震防災対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

2 基本計画は、国の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針、東南海・南海地震防災対策推進計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次条第一項各号に掲げる事項について定めた部分)をいい、以下「推進計画」という。及び東南海・南海地震防災対策計画(第七條第一項又は第二項に規定する者が東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保

に關し作成する計画をいい、以下「対策計画」という。)の基本となるべき事項その他推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項について定めるものとする。

3 災害対策基本法第三十四条第二項の規定は、基本計画を作成し、又は変更した場合に準用する。

(推進計画)

第六条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長(指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号に掲げる機関若しくは同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあつては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。)及び同条第五号に規定する指定公共機関(指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関)は同条第九号に規定する防災業務計画において、同条第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければならない。

一 避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に關し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に關する事項

二 東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に關する事項、東南海・南海地震に係る防災訓練に關する事項その他東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に關する事項で政令で定めるものとする。

(対策計画)

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者(前条第一項に規定する者を除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設

二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

三 鉄道事業その他一般旅客運送に關する事業

四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

2 第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者(前条第一項に規定する者を除き、東南海・南海地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)は、当該指定があつた日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。

3 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。

4 対策計画は、当該施設又は事業についての東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に關する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

5 対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

6 第一項又は第二項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

7 第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

8 都府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

(対策計画の特例)

第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に關し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分(次項において「東南海・南海地震防災規程」という。)は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

一 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第八条第一項若しくは第八条の二第一項に規定する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定する予防規程

二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第二十八条第一項に規定する危害予防規程

三 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十六条第一項に規定する危害予防規程

四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十条第一項(同法第三十七条の七第三項又は第三十七条の十で準用する場合を含む。)に規定する保安規程

五 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第四十二条第一項に規定する保安規程 六 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五十五号)第二十七条第一項に規定する保安規程 七 石油コンビナート等災害防止法第十八条第一項に規定する防災規程 八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの 2 東南海・南海地震防災規程を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その東南海・南海地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。 東南海・南海地震防災規程を変更したときも、同様とする。 (地震観測施設等の整備) 第九条 国は、東南海・南海地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。 (地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等) 第十条 国及び地方公共団体は、推進地域において、避難地、避難路、消防用施設その他東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努めなければならない。 (財政上の配慮等) 第十一条 国は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進のために必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。 (政令への委任) 第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (消防組織法の一部改正)	第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。 第四条第二項第二十一号中「及び原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)」を「原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)」に改める。 (内閣府設置法の一部改正) 第三条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第三項第十四号の二の次に次の一号を加える。 十四の三 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第 号)に基づく地震防災対策に関すること。		
---	---	--	--